

保育料減額制度

次ページ（P.27参照）にある条件に該当する場合は、申請により保育料が減額される場合があります。減額を申請する方は、『保育料減額申請書』と条件ごとに必要な書類をご提出ください。

保育料の減額は申請の翌月（月の第1開庁日の申請は当月）から適用します。ただし、入園月に申請した場合は、申請当月から適用します。

減額の適用期間終了後も引き続き減額の適用を希望する場合は、期間終了までに改めて減額申請が必要です。

減額条件に該当しても階層に変動がなく、適用にならない場合があります。

複数の条件に該当する場合は、申請者に最も有利な条件を1つのみ適用します（重複適用はありません）。

減額条件がなくなった場合は、減額を解除します。

里親に委託されている児童の保育料は免除します（措置決定通知書のコピー等の提出が必要です）。

《必要な書類》

『保育料減額申請書』

「条件ごとの必要な書類」（P.27参照）



	減額の条件	必要書類 提出された書類は原則として返却できません。	適用期間
	世帯員全員の区市町村民税が非課税となったとき、または免除されたとき	・その年の1月1日に練馬区に住民登録がない場合は住民税非課税証明書のコピー	申請の翌月から8月まで
	区市町村民税の徴収猶予または納期の延期が認められたとき	・徴収猶予決定通知書のコピー	
	世帯員全員の区市町村民税が均等割以下に減額されたとき	・減免可否決定通知書のコピー ・その年の1月1日に練馬区に住民登録がない場合は住民税課税証明書のコピー	
	今年中に災害、盗難等による損失を受けたとき	・罹災証明書のコピー ・損失を証明する書類のコピー	
	今年中に多額の医療費を要したとき (ただし、1月～7月に申請し翌月から適用を希望する場合は、前年中の医療費が対象)	(2点の書類提出が必要です。) ・医療費の領収書のコピー ・保険金、療養費、一時金等受給の証明書類のコピー	1
	今年中に主たる働き手が失業したとき (本人の都合による退職は適用外)	(2点の書類提出が必要です。) ・離職票等失職の分かる書類のコピー ・退職金にかかる源泉徴収票のコピー	か 月 2 か 月 3 月 から 最 長 の 翌 月
	世帯の申請月前3か月の平均収入月額(賞与を除く)が、前年の平均収入月額(賞与を除く)より1割以上低額になったとき(ただし、保護者が育児休業、育児短時間勤務等を取付したことによる収入の減少を除く) 減額が適用された場合、保育料表(P.22)の階層区分が、一階層下がります。	(2点の書類提出が必要です。) ・前年の世帯収入・賞与金額が分かる書類(賞与がない場合はその旨の勤務先発行の証明書)のコピー ・申請月前3か月の世帯収入が分かる書類のコピー 3 この表の下に必要書類の具体例を記載しています。	申請の翌月から3か月

1 保育料の減額は申請の翌月(月の第1開庁日の申請は当月)から適用します。

【例】令和6年6～10月に多額の医療費を要したため、令和6年11月に減額申請した場合適用の場合は、令和6年12月から令和7年8月まで

ただし、1月1日～9月1日までの間に または の条件に該当し、9月1日(第1開庁日)までに申請されたものについては、申請の翌月とは限らず、9月からの適用になります。

【例】令和7年1～3月に多額の医療費を要したため、令和7年4月に減額申請した場合適用の場合は、令和7年9月から令和8年8月まで

2 「最長3か月」とは、失業日の翌月から数えて3か月となります。申請の翌月(月の第一開庁日の申請は当月)から適用します。

3 の条件で必要な書類の具体例(令和7年5月に申請する場合)

- ・(父母分)令和7年2～4月分の給与明細書のコピー
- ・(父母分)令和6年分の世帯収入が分かる書類(源泉徴収票、確定申告書等)のコピー
- ・(父母分)令和6年夏季・冬季賞与の金額が分かる書類(または賞与がなかったことが分かる書類のコピー)